

「空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの技術的条件」に係る調査の進め方（案）

1 調査対象とする技術方式

空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム

2 調査の基本的考え方

- (1) 空中線を用いて電波で電力を伝送する空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの実用化に向けた取組が高まりつつあることから、空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの導入にあたり、既存の無線システムとの必要な技術的条件等の検討を行う。
- (2) 人体への安全性の観点から、必要な検討を行う。

3 技術的条件の調査事項等

- (1) 調査対象周波数
空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの利用ニーズを踏まえ、検討を行うものとする。
- (2) 被干渉・与干渉システムの範囲
(1)の周波数帯を使用する空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム及び同周波数帯又は隣接周波数帯を使用する他の既存システムをそれぞれ与干渉・被干渉システムとして、「2 調査の基本的考え方」に基づき、調査を行うものとする。
- (3) 人体への安全性
(1)及び(2)で調査する空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの運用形態、要求条件等がある程度明確化された段階で、検討を行うものとする。

4 スケジュール




別添 1 のとおり。

5 その他

- (1) 空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムを用いた給電・充電用途に係る新たな技術的条件に関して、別添 2 のとおり提案募集を行い、陸上無線通信委員会の調査に活用することとする。

- (2) 上記の提案内容については、必要に応じて、陸上無線通信委員会において、要求条件との整合性等の確認を行った後、技術的条件の詳細な調査を行う。
- (3) 本件について、委員会が必要とする情報を収集し、委員会の調査を促進させるために、別添 3 の運営方針で、「空間伝送型ワイヤレス電力伝送作業班」を設置することとする。

今後のスケジュール（案）

年月	分科会・委員会	作業班
平成 30 年 12 月	12 月 12 日 (水) 技術分科会 ・ 諮問	
平成 31 年 1 月	1 月 16 日 (水) 委員会 ・ 提案募集 ・ 作業班の設置	
2 月	2 月 7 日 (木) 委員会 ・ 提案募集結果	2 月中旬 第 1 回作業班 ・ 調査検討事項及び進め方の確認 ・ 新たな利用ニーズ/利用モデル
3～8 月	(必要に応じて委員会に報告)	 <ul style="list-style-type: none"> ・ 周波数共用条件の検討 (適宜開催) ・ 技術的条件の検討
9 月		 <p>(予定) 作業班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業班報告案とりまとめ
10 月	(予定) 委員会 ・ 委員会報告案の検討 ・ 意見募集の実施 (募集期間一箇月程度)	
11 月	(予定) 委員会 ・ 委員会報告案最終とりまとめ	
12 月	(予定) 技術分科会 ・ 答申審議 (予定)	

平成 31 年 1 月 17 日
情報通信審議会
情報通信技術分科会
陸上無線通信委員会

「空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの技術的条件」 (平成 30 年 12 月 12 日付け諮問第 2043 号) に関する提案募集

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会（主査：安藤 真 独立行政法人国立高等専門学校機構 理事）は、「空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの技術的条件」（平成 30 年 12 月 12 日付け諮問第 2043 号）について検討を実施しており、その調査・検討に資するため、「空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの技術的条件」について、平成 31 年 1 月 17 日（木）から同年 2 月 1 日（金）までの間、提案募集を行います。

1 検討の背景

空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムは、電波の送受信により電力を伝送するシステムであり、有線で接続することなく、情報通信機器等への充電や給電が可能であることから、工場内で利用されるセンサー機器等への給電、オフィスにおけるマルチメディア機器等の充電など、幅広い分野での利用が期待されており、現在、それらの実用化に向けて国内外で実験・開発が進められています。

空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムは、既に実用化されているコイルを介した磁界結合型ワイヤレス電力伝送システムや電極を介した電界結合型ワイヤレス電力伝送システムと異なり、空中線を用いて空間へ意図的に電波を発射することで電力を伝送するという性格を有しています。このため、空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの実用化に当たっては、従来の無線システムと同じように他の無線システムとの周波数共用や電波の安全性等に関する技術的条件を明らかにすることが必要です。

については、空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの技術的条件に関し、検討を行うものです。

2 検討の内容

- (1) 空中線を用いて電波で電力を伝送する空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの実用化に向けた取組が高まりつつあることから、空間伝送型ワイヤレス伝送システムの導入にあたり、既存の無線システムとの必要な技術的条件等の検討を行います。
- (2) 人体への安全性の観点から、必要な検討を行います。

3 提案募集の概要

陸上無線通信委員会での検討に資するため、「空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの技術的条件」について、平成 31 年 1 月 17 日（木）から同年 2 月 1 日（金）までの間、技術的条件の提案募集を行います。

4 募集要項

別紙のとおり。

5 資料の入手方法

別紙の資料については、総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄に、本日（17日（木））14時を目途に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部電波環境課（総務省10階）において閲覧に供するとともに配布します。

6 募集期間

平成31年1月17日（木）から平成31年2月1日（金）午後5時（必着）

【連絡先】

陸上無線通信委員会事務局

（総合通信基盤局 電波部 電波環境課 電磁障害係）

住所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎2号館

電話：03-5253-5905

FAX：03-5253-5914

E-mail：densyo/atmark/ml.soumu.go.jp

（スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しておりますので、送信の際は「@」に変更してください。）

提案募集要領

「空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの技術的条件」について提案される方は、以下により提案書を提出してください。

1 提案内容

「空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの技術的条件」の提案募集に当たっては、以下の事項等を提案内容とします。

- ・ 空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの各種用途につき、想定される運用形態と、当該運用を図る上での電波利用の要求条件（送受信距離、伝送される電力量、送電時間等）
- ・ 当該要求条件を達成する上で必要となる技術的条件（周波数、空中線電力、占有周波数帯幅、変調方式、チャンネル数等）

2 様式

適宜様式（Word、PowerPoint 等）に氏名、住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、御提出ください。

なお、必ず日本語で作成してください。

3 募集期間

平成 31 年 1 月 17 日（木）から平成 31 年 2 月 1 日（金）午後 5 時（必着）

4 提出方法

提案は、次の(1)～(3)のいずれかの方法により送付するものとし、基本的に電子データでの提出としてください。

(1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：densyo/atmark/ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課 宛て

※スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しておりますので、送信の際は「@」に変更してください。

※添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル・PowerPoint ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、事前に担当までお問合せください。）。

※本電子メールアドレスで受取可能な最大容量は、メール本文、添付ファイルを含めて 10 MB までとなっています。

(2) 郵送する場合

送付先：〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスク又は USB メモリを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

- 媒体の種類：CD - R、CD - RW、DVD-R、DVD-RW 又は USB メモリ
- ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル・PowerPoint ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）
- 光ディスク又は USB メモリには、提出者の氏名、提出日を記載してください。
- 送付いただいた光ディスク又は USB メモリについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(3) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5903

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課 宛て

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

※別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 留意事項

(1) 提案の取扱い

提出された提案内容については、後日、公表する予定です。

その際、提出された方の氏名及び所属（法人等にあつてはその名称）に関する情報についても併せて公表する予定です。提案内容等は原則開示を想定しておりますが、不都合がある場合は御連絡ください。

(2) 提案内容の聴取

提出された提案内容の詳細を把握するため、提案者から、その内容や当該方式の技術的実現性等を説明していただくことがあります。説明を求める場合は、電波環境課電磁障害係より提案者に事前に御連絡いたしますので、あらかじめ御了承ください。

なお、説明に当たって発生する交通費等は支給されません。

(3) 今後の予定

提出された提案内容については、陸上無線通信委員会において要求条件との整合性等について確認を行った後、技術的条件の詳細な検討を行います。その検討過程においては、より詳細な技術情報が必要となることから、提案者には、提案されたシステムに係る技術情報について同委員会において詳細な説明を頂くこと及び十分な試験データの提出等、調査・検討へ御協力いただく場合がありますので、その旨あらかじめ御了承下さい。

空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム作業班の運営方針

1 作業班の構成

- (1) 作業班は、陸上無線通信委員会（以下「委員会」という。）主査から指名された者により構成される。
- (2) 作業班に主任を置き、委員会主査から指名された者がこれに当たる。
- (3) 作業班に主任代理を置くことができ、主任が指名する者がこれに当たる。

2 作業班の運営

- (1) 主任は、作業班の調査及び議事を掌握する。
- (2) 主任代理は、主任不在の時、その職務を代行する。
- (3) 作業班は、主任が招集する。主任は、作業班を招集する際は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (4) 主任は、構成員に調査の協力を求めることができる。
- (5) 主任は、必要があると認めるときは、作業班に、必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (6) その他、作業班の運営については、主任が定めるところによる。

3 会議及び資料の公開

会議及び資料は、次の場合を除いて原則公開する。

- (1) 会議及び資料を公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益及び公共の利益を害するおそれがある場合
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合

4 アドホックグループの構成及び運営

- (1) 主任は、作業班で調査する事項について、特に専門的な調査を行う必要があると認めるときは、アドホックグループ（以下「AHG」という。）を置くことができる。
- (2) AHGは、主任が指名する者により構成される。
- (3) AHGにリーダーを置き、主任が指名する者がこれに当たる。
- (4) その他、AHGの運営については、リーダーが定めるところによる。

5 事務局

事務局は、総合通信基盤局電波部電波環境課とし、必要に応じて同部基幹・衛星移動通信課基幹通信室及び同部移動通信課が協力するものとする。